

# フェリシア福岡病院 通所リハ ラ・フォンテーヌ 重要事項説明書

## 1 利用者（被保険者）に関する事項

利用者（被保険者）	
要介護 区分	
要介護 認定有効期間	

## 2 事業の目的

フェリシア福岡病院 通所リハ ラ・フォンテーヌ がおこなう通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために 人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、看護職員及び介護職員が、要介護状態又は要支援状態にあるご利用者様に対し、心身機能の維持・改善及び社会参加並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的としています。

## 3 運営の方針

- ①事業所の職員は、ご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、常にご利用者様の立場に立った、機能訓練及び必要な日常生活上の支援を行います。
- ②事業の実施に当たっては関係市区町村、居宅支援介護事業所、又、他の居宅サービス事業所地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 4 事業所の概要

### (1) 提供できるサービスの地域と種類

事業所名	フェリシア福岡病院 通所リハ ラ・フォンテーヌ
所在地	北九州市八幡西区陣原一丁目 2 番 11 号
管理者の氏名	浦上 泰英
電話番号	0 9 3 - 6 1 6 - 0 1 9 4
F A X 番号	0 9 3 - 6 1 6 - 0 1 9 5
サービスを提供する地域	北九州市八幡西区(片道車で約 20 分以内)
介護保険指定番号	4 0 1 6 6 1 6 9 6 5

### (2) 事業所の職員体制

#### ①医師 1 名以上（兼務，常勤職員）

医師は、診察又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、ご利用者様の心身の状況、病歴及びその置かれている環境等を踏まえ、理学療法士その他の従業者と共同して、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所

リハビリテーション計画を作成するとともに、適切なリハビリテーションが行えるようご利用者の健康状態等を把握する。

②管理者（医師）1名以上（兼務，常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させる為に必要な指揮命令を行う。

③理学療法士・作業療法士 5名以上

医師と連携して、通所リハビリテーション計画を作成するとともに、ご利用者様に対して理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行う。

④看護職員 1名以上

医師等の指示のもと、ご利用者様の健康管理及び心身の機能回復訓練を行い、日常生活を営む事が出来るように必要な援助を行う。

⑤介護職員 6名以上

介護職員は、ご利用者様の日常生活において必要な機能の改善・維持を目的とし、居宅計画書のサービスに基づいた介護サービスの提供を行う。

⑥事務職員 1名以上（兼務）

介護請求業務、必要な事務業務を行う。

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる。

(3) サービス提供の時間帯

営業日	月曜日から土曜日まで
営業時間	午前8時30分～午後5時10分まで
サービス提供時間	午前9時00分～午後4時00分まで
営業しない日	日曜日、祝日（月曜日の祝日は営業）、12月30日から1月3日まで

(4) 利用定員について

利用定員は1日につき 60名です。

## 5 サービスの内容

- ①機能訓練・日常生活動作訓練
- ②給食サービス
- ③入浴サービス
- ④送迎サービス
- ⑤健康チェック
- ⑥生活指導・相談

## ⑦レクリエーション

### 6 利用料について

- ①サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則として介護保険負担割合証に基づいたサービス費のご負担割合額をお支払いいただきます。（別紙1をご参考にさせていただきます。）
- ②サービスが介護保険の適用を受けない部分については、サービス費全額（10割）をお支払いいただきます。
- ③保険料の滞納などにより、サービス費の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- ④ご利用の取り消し、もしくは食事のみの取り消しは、前日の16時30分までにご連絡ください。当日のご利用取り消しについては、食事代を実費として頂く場合もあります。
- ⑤毎月10日以降に、前月分の請求書を作成し、お渡しします。その月の20日にご登録していただいた預金口座より、引き落としをさせていただきます。領収書は入金確認後に発行いたします。  
※ お支払いは、基本的には預金口座よりの引き落としとなっておりますが、やむを得ず引き落としが難しい方はご相談下さい。

### 7 送迎について

安全で、円滑な送迎を提供させていただきます。尚、ご利用者様・ご家族様皆様に当施設の運営規定を理解していただき、ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

- ①原則として、玄関の中までのお迎え・玄関の中までのお送りをいたします。  
但し、担当の居宅介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に位置付けられ送迎時に実施した居宅内介助等はサービス所要時間を含めます。
- ②季節・気候の変化により身体に及ぼす影響は様々です。自宅の中でお待ちください。
- ③安全な送迎を行うために、お迎えの時間を文書（送迎時間のご案内）にて随時お伝えしております。その点をご理解いただき、ご本人・ご家族様のご協力をお願いいたします。  
やむを得ず、交通事情等で10分以上到着時間が遅れる場合は、当施設より電話連絡いたしますので、ご自宅内でお待ちください。
- ④乗車中は、安全の為全座席シートベルトを必ず着用していただきます。
- ⑤ご利用者様の状況に応じて介助者数及び車輛等については、居宅介護サービス計画書に添って検討の上対応いたします。

### 8 緊急時の対応

- ①通所リハビリテーションを実施中に、ご利用者様の病状に急変その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、御家族に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告し、随時状況に応じた対応をします。
- ②速やかに緊急時の対応をおこなうために当事業所の指定した書面にご家族等の連絡先及び主治医・居宅介護支援専門員等のご記入の上、提出をお願い致します。

## 9 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

### ①当事業所相談窓口

担当者 島田 泰三

TEL 093-616-0194

FAX 093-616-0195

### ②公的機関

八幡西区 八幡東区 若松区 各保健福祉センター及び 各保健福祉相談コーナー  
(介護保険係)

(イ) 対応時間：平日午前8時30分から午後5時

連絡先

	電話番号
八幡西区	642-1441
八幡東区	671-0801
若松区	761-5321

(ロ) 福岡県国民健康保険団体連合会(国保連)事業部 介護保険課 サービス相談窓口

対応時間：平日午前8時45分から午後5時

所在地：〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13番47号

電話番号：(092) 642-7859(直通)

FAX : (092) 642-7859(直通)

## 10 損害賠償責任保険について

①サービスの提供にあたってご利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。但し、事業者の故意過失が無かったことを証明した場合は、この限りではありません。

②保険会社：あいおいニッセイ同和損保

保障概要：身体障害事故・財物損壊事故・利用者の経済的損失に係る賠償責任

## 11 感染症の予防、まん延防止の取り組み

本事業は事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

1. 事業所内における感染症の予防又はまん延防止のための委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図る。
2. 感染症の予防、まん延防止のための指針の整備。
3. 本事業は、従業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

## 12 業務継続計画等の策定等

本事業は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

1. 本事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。
2. 本事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

## 13 虐待防止に関する取り組み

本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の必要な措置を講ずるものとする。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。
2. 虐待防止のための指針の整備
3. 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
4. 担当者の設置
5. 事業者はサービス提供中に従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。
6. 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

## 14 ハラスメントへの取り組み

本事業所は、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む。

## 15 支援事業者の概要

医療法人 しょうわ会

理事長 浦上 泰成

所在地 〒807-0821

北九州市八幡西区陣原一丁目 2 番 11 号

TEL (093) 616-0753

FAX (093) 616-0754

上記、重要事項の説明を受けたことを証するため、利用者、事業者、双方が署名押印のうえ  
1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

〈利用者〉

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

〈ご利用者様 家族〉

氏名 \_\_\_\_\_

続柄 ( ) 印 \_\_\_\_\_

〈利用者代理人 (身元引受人)〉

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

続柄 ( ) 印 \_\_\_\_\_

〈説明者〉

氏名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

〈事業者〉

所在地 北九州市 八幡西区 陣原一丁目 2 番 11 号 \_\_\_\_\_

事業者名 フェリシア福岡病院 通所リハ ラ・フォンテーヌ \_\_\_\_\_

管理者名 \_\_\_\_\_

浦上 泰英 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_